

古田史学の会・東海

# 東海の古代

第128号 平成23(2011)年4月

会 長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 〈Tel&Fax：0561-82-2140、メールアドレス：furuta\_tokai@yahoo.co.jp〉

ホームページ：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku\_tokai

## 古代北九州地方の遺跡旅行に参加を

今年も次のように旅行を計画しましたので、皆様のご参加をお待ちします。

**日 時**：平成23年5月3日（火、祝日）～5月5日（木、祝日）

**見学先**：一日目 太宰府周辺（扇神社、塔原塔跡、武蔵寺跡、筑紫神社、九州国立博物館等）  
二日目 糸島半島地域（雷山、千如寺、桜井神社、二見浦、伊都歴史資料館等）、  
三日目 博多湾周辺（志賀海神社、金印公園、香椎宮、鴻臚館跡）

※ 移動はレンタカーを使用

**宿泊場所**：アパマンショップ F-cube 天神東（連泊）

福岡市博多区築港本町三番地16、Tel：092-404-7770

※ シングル、朝食付き、セミダブルベッド使用、インターネット接続無料

**費用**：ホテル（二泊朝食）、レンタカー、ガソリン代、駐車料金（計2万円）

※ 博多駅までの交通費、見学場所の入場料、昼食、夕食は各自負担

**集合場所・時間**：JR博多駅、午後1時

**解散場所・時間**：JR博多駅、午後5時

※ 新幹線で名古屋～博多往復料金は約2.2万円

**申込先**：事務局（林 伸禧）Tel&Fax：0561-82-2140

E-mail：furuta\_tokai@yahoo.co.jp

**申込期限**：平成23年4月16日（水）

## 会 員 募 集

平成23（2011）年度会員を募集します。

**年会費**：5,000円

**特典**：・例会参加料（500円）無料（例会欠席時は、例会資料を送付します。）

・会報誌「東海の古代」の毎月配布

・論集の配布

# 『不知正歳四節但計春耕秋収為年紀』 について

名古屋市 石田敬一

## 1 はじめに

多元的古代研究会の『多元NO. 102』（2011年3月）に、三鷹市の富永長三氏の『『不知正歳四節但計春耕秋収為年紀』について』という論考が掲載されました。富永氏は、『魏志東夷伝』の東夷諸国の記事と照らし合わせて「不知正歳四節但計春耕秋収為年紀」が二倍年暦の根拠とはならないと結論づけられました。

その理由は、「正歳四節」とは、中華の夏暦の正月と季節ごとに祭りがある暦のことであるのに対し、倭人は他の東夷諸国と同じように中華と異なった暦であるから「不知正歳四節」と注釈したとされます。そして、「春耕秋収」は韓伝の五月と十月の祭りの姿と同じで春耕秋収を経過して一年が巡るとされ、「計春耕秋収為年紀」は「計<sup>かぞ</sup>へてAを<sup>こよみ</sup>るB」の構文であるので、春耕と秋収は分割される文章ではなく、二倍年暦を示すものではないとされます。

この主張について、私は疑義があるので次に提示します。

## 2 『三国志魏書』の東夷諸国の記述について

まず、富永氏が東夷諸国の関連記事を整理されたのを機に、あらためて主な東夷諸国の祭りに関する内容を確認します。

### (1) 夫餘伝

食飲皆用俎豆 會同拜爵洗爵揖讓升降 以殷正月祭天 國中大會 連日飲食歌舞 名曰迎鼓  
飲食には皆、祭器の盆(俎豆)を用いて一同に会し献杯や返杯(拜爵、洗爵)をし、礼を持ってたち振る舞う。殷暦の正月には天を祭り国中が大いに会し、連日、飲食と歌舞に興じる。名を迎鼓という。

これは、正月に迎鼓祭すなわち収穫の喜びを天に感謝する扶餘最大の祭祀を行うことを述べていると思います。ここで注意しなければならないのは、夫餘は前述のとおり「以殷正月祭天」とあることから、殷暦の正月を知っていたということです。

ただ、この記述は、殷暦が使われていたことを重点に述べられているのではなく、正月に天を祭り、歌舞飲食したことが趣旨であると思います。

### (2) 高句麗伝

其民喜歌舞 國中邑落暮夜男女群聚 相就歌戲 無大倉庫家家自有小倉 名之為桴京 其人絜清自喜喜藏釀 跪拜申一 與夫餘異 行歩皆走 以十月祭天國中大會 名曰東盟

その民は歌舞に喜び国中の邑落で夕暮れから夜まで男女が群れ集い、ともに歌い遊戯を楽しむ。大きな倉庫はなく家々に小さな倉がある。これを名付けて桴京と呼ぶ。その人は清潔を自らの喜びとし醸造を喜ぶ。跪拜では片足を立てており、扶余とは異なる。皆走るように歩く。十月に天を祭り、国中が大いに会する。名付けて東盟という。

これは穀母神を祀る東盟祭のことを述べており、時期は十月ですが、天を祭り歌舞するところは夫餘と同じです。高句麗は夫餘から別れた東明一派による建国と考えられますので、祭りの状況は似ていると理解できます。

### (3) 濊伝

常用十月節祭天 晝夜飲酒歌舞 名之為舞天又祭虎以為神

常用の十月の節句に天を祭り、昼夜に酒を飲み歌い踊る。これを舞天という。また虎を神として祭る。

舞天は季節の節目である十月に行われた収穫感謝祭のことであり、長寿を祈る意味もあったと思われる。いずれにしても十月の収穫を節目に酒を飲み歌い踊り、天を祭ることが記述されています。

### (4) 馬韓伝

常以五月下種訖祭鬼神 群聚歌舞飲酒晝夜無休 其舞數十人俱起相隨踏地低昂手足相應節奏有似鐸舞 十月農功畢亦復如之

常に五月には種をまき鬼神を祭る。群衆で歌舞し飲酒する。昼夜休みなし。その舞いは数十人がともに相従いて地を踏み、低く昂く手足を相応させ節を奏でる。鐸舞に似る。十月、農作が終わると、また再びこのごとく祭りをを行う。

五月の下種の際と十月の農作の終わりには鬼神を祭り、歌舞飲酒すると記述されています。

以上のとおり、これら『三国志魏書』の主な東夷諸国の記述は、正月や農作の節目などに天を祭り、歌舞飲食をする姿を描いたものであると解釈できます。

### 3 注釈を付けた意味

「人性嗜酒」のところに、裴松之が『魏略』から引用して「其俗不知正歳四節但計春耕秋收爲年紀」の注釈を付け加えた意味は、倭人伝には、他の東夷諸国に記述された祭礼に関連した記事がないからでしょう。しかし、富永氏が主張されるように、倭人は東夷諸国と同じ風俗であったので、注釈が加えられたのでしょうか。

先に示した『三国志魏書』の夫餘伝、高句麗伝、濊伝、馬韓伝には、正月や農事の節目に天を祭り歌舞飲食したことが記述されています。

また、東沃沮伝には「衣服禮節有似句麗」、挹婁伝には「法俗最無綱紀也」、弁辰には辰韓と関連して「衣服居處與辰韓同 言語法俗相似 祠祭鬼神有異」とあり、明確に正月や農事の節目に天を祭る記載ではありませんが、これらの諸国においても、祭礼に関連する記事があります。

富永氏は、こうした東夷諸国の記述を踏まえ「そして倭人伝にはこれらに相当する記事がない。したがって裴松之は魏略を引いて説明を加えた。それゆえこの諸国の祭礼記事と割注とは相応する。」とされます。つまり、富永氏は、東夷諸国に記述されている祭礼記事が、倭人伝の本文中に無かったので、注釈が付け加えられたと主張されます。

確かに倭人伝には、天を祭り歌舞飲食した記載がありません。しかし東沃沮伝、挹婁伝、辰韓、弁辰にも正月や農事の節目に天を祭る記載はありません。ですから、「倭人伝にはこれらに相当する記事がない。」として倭人伝だけに割注を入れたとするのは、少しそぐわない感じがします。

なお、東沃沮伝には「食飲居處」、挹婁伝には「東夷飲食類皆俎豆唯挹婁不」、辰韓には「行酒為行觴」、弁辰には「俗喜歌舞飲酒」とあり倭人伝の「人性嗜酒」と同様に、歌舞や飲食の記事

があります。(觴＝さかずき)

さらに富永氏は、「他の東夷諸国の飲酒記事は、祭りの場面で飲酒歌舞するとある。この点からも他の諸国の祭礼記事とこの割注が倭人もまた同様な風俗であると述べている。」とされます。

私には、この割注が倭人の風俗が他の東夷諸国と同様であったことを示すために記述されたとすることに疑問を感じます。

私は、むしろ倭人の風習が東夷諸国とは異なるからこそ、裴松之はあえて注釈を付けたのではないかと思います。

なぜなら、「人性嗜酒」のところで、すなわち酒を嗜むと本文に記述されたところに注釈を付けたのは、倭人は酒は飲むが中華や東夷諸国と異なり農事の節目などに歌舞飲食の祭りはしないことを裴松之が示したかったのではないかと思います。

もし倭人の風習が東夷諸国と同じであれば、高句麗伝の本文に記述された「多輿夫餘同」や東沃沮伝の「衣服禮節有似句麗」のように、倭人伝に割注を付ければ事足りるように思います。

### 4 「不知正歳四節」について

夫餘では「以殷正月祭天」の記述のとおり殷曆にそって歳事が為されています。その他の東夷諸国においても夏曆が使われていなかった様子がうかがえるのに対し、魏では、夏曆が使われており、富永氏は、正歳を夏曆の正月であるとされました。

通説では、正歳は正しい一年のことを意味すると思いますが、正歳は夏曆の正月であるとの富永氏の指摘は評価できましよう。

従って、倭人は正しい一年を知らないということではなく、夏王朝の正月や四節を知らないということの意味することになります。

私は、人の年齢すなわち正しい歳であると理解していたので、この私の考えも富永氏の指摘から、また正しくないといえます。

富永氏は、「正歳四節とは季節ごとにまつりがあり、年ごとにまつりを祭って、時が巡って行くのが曆だ。」とされ、「不知正歳四節」の意味

は夏王朝の正月や四節を祭る暦を倭人は知らない  
と解釈されているように思われます。しかし、  
私は倭人は夏暦を知らないのではなく、正歳四  
節に歌舞飲食して祭ることを知らないと解釈す  
ることが妥当であるように思います。正歳四節  
の語句には、その祭りや歌舞飲食の祭事を行う  
ことも含めて使われているのではないでしょう  
か。

祭りを行った東夷諸国の記事は、殷王朝の正  
月や農事の節目に天を祭り、歌舞飲食したこと  
を趣旨としています。これに対して裴松之は、  
倭人は、夏王朝の正月や四節の時期に歌舞飲食  
の祭りをを行うことを知らないと注釈したのだと  
思います。この「正歳四節」は節目の時期だけ  
を意味するのではなく、歌舞飲食し祭ることも  
含んでいると考えると「人性嗜酒」のところに  
割注した意味が出てくるでしょう。

この「正歳四節」について、夏王朝の正月と  
四節の暦の時期の違いに重きがあると捉えるの  
か、農事などの節目に歌舞飲食し祭りをおこな  
ったかどうかにか重きをおくと捉えるのかが解釈  
の分かれ目です。私は東夷諸国の記述を踏まえ  
ると歌舞飲食し祭りをを行うことに重点があると  
思います。倭人は正月や農事の節目を祭ること  
も歌舞飲食することも知らなかったので「不知  
正歳四節」を注釈されたと考えます。

## 5 「但計春耕秋収為年紀」について

「但計春耕秋収為年紀」について、富永氏は、  
「ただ春耕秋収を数えて年紀と為す」と読み下  
し、倭人の節目の時期が夏王朝と異なる暦であ  
ることを意味していると捉えられます。言い換  
えれば、他の東夷諸国と同様に倭人の節目が夏  
王朝と異なる点にポイントを置いて風俗が異な  
ると解釈されます。が、私は、倭人は春耕と秋  
収を節目として、ただ単に歳を数えるだけとい  
う意味であると思います。

『魏志東夷伝』の本文において、「但」が使わ  
れている事例を取り上げます。「但」が使われて  
いるのは、次のとおり倭人伝に2カ所、韓伝、  
馬韓にそれぞれ1カ所ずつ、計4カ所あります。  
次のとおり「但」は、「ただ」「単に」「ただ～  
するのみ」という意味で使われています。

### <魏志倭人伝>

其衣横幅但結束相連略無縫

其の衣は横幅にして但だ結束し相連ね略ね縫うこ  
と無し。

ここで「但」は、倭人が横幅の布を縫うこと  
もせず、ただ結んで衣にしている意味で使われ  
ています。逆に言えば魏では衣服は縫われている  
のが普通だという認識が込められています。

見大人所敬但搏手以当跪拜

大人に見合い敬う所では但だ単に搏手を以って跪  
拜に当てる。

大人に出会ったときに敬意を表すのに、跪  
いて礼拝する代わりに、ただ単に拍手を行うだ  
けとする意味で「但」が使われています。

### <魏志韓伝>

皆髡頭如鮮卑 但衣韋好養牛及猪其衣有上無下  
略如裸勢

皆髡頭(坊主頭)すること鮮卑の如し。但だ韋を衣て  
牛及猪を養うを好む。その衣は上有りて下無く、略  
裸勢の如し。

ここでは丸坊主でただ動物の皮を上半身に羽  
織るのみで牛や豚を飼っている姿を示すのに  
「但」が使われています。ということは動物の  
皮をしかも上部だけに羽織った裸同然の姿は魏  
の風俗とは異なっていることを暗にいわんとし  
ていると思います。

### <馬韓>

相呼皆為徒有似秦人 非但燕齊之名物也

相い呼ぶに皆徒と為すは秦人に似るところ有り。た  
だ燕齊の物の名のみではあらずなり。

互いに呼ぶときに「徒」と言うところなど秦  
人の言葉に似ているところがあり、ただ燕や齊  
の物の名称が使われるばかりではないという意  
味です。

以上のとおり、この「但」が重要です。

これを「但計春耕秋収為年紀」にあてはめて  
考えれば、ただ単に歳を計るのみであって、裏  
を返せば、歳を数えること以外のことはしない、  
つまり歌舞飲食して祭ることをしない、とい  
う意味が込められた使われ方であると思います。

また、以前にも何回か「古田史学の会・東海」  
の例会で主張したとおり、「年紀」には「年、年  
数、年代」という意味の他に「年齢」という意

味があります。『魏志倭人伝』には、この注釈の後に続いて、「見大人所敬但搏手以当跪拜 其人壽考或百年或八九十年」と記載されており、倭人の年齢に関する記述があります。

となると、「但計春耕秋収為年紀」の記述は年齢に関することを述べていると考えることが素直です。つまり「年紀」は年齢のこととするのが妥当だと思います。

以上のことから、主な東夷諸国では正月などの節目に天を祭り歌舞飲食したと記述されているのに対し、倭人は、春耕の時期と秋収の時期を節目としてその都度、ただ単に年齢を数えるのみで、歌舞飲食の祭りはしないと私は解釈します。したがって「其俗不知正歳四節但計春耕秋収為年紀」について、その意味する内容を示せば「倭人は、中国の正しい暦とされる正歳四節の節目ごとに歌舞飲食し祭ることを知らない。祭事は行わず、ただ春耕の時と秋収の時を計り年齢を数えるのみである。」となります。

七世紀になると『隋書』巻八十一東夷伝倭国の條に「每至正月一日、必射戲飲酒、其餘節與華同」とあり、毎年正月一日に弓矢で的を射落とす射戲や飲酒を必ず行い、其餘の節はほぼ華と同じと記述されるようになります。

## 6 倭人は魏の暦を知っていた

中国では、夏、殷、周、秦、漢、魏・呉・蜀と王朝が替わっていく中で、殷暦は夏暦の十二月を正月とし、周暦は夏暦の十一月を正月とし、秦暦は夏暦の十月を正月としました。また漢は夏暦を用いました。このように中国の王朝が交代する中で、魏の明帝は、皇位につく直前まで使われていた夏暦をやめ殷暦を採用しています。したがって夏暦をもちろん承知した上での殷暦の採用です。夫餘も同様に夏暦を知った上で、殷暦に従い祭りをしていたと考えるのが自然です。

高句麗や濊は、十月に東盟や舞天の祭りをしています。これは夏暦の十月を正月とした秦暦に従っていたのではないかと思います。魏

の漢の太初元年（紀元前104年）に武帝が秦暦をやめ夏暦を復活させたのですから、秦王朝が栄えた頃に建国された高句麗や濊が夏暦を知りながら秦暦を採用したことに全くおかしさはありません。

馬韓や倭では、この秦暦の上に、さらに五月も節目としていたことがうかがえます。祭事の有無の違いはあったとしても、馬韓も倭も、やはり夏暦を知っていたと考えられるのです。

# 『日本書紀』年表（1）

瀬戸市 林 伸禧

## はじめに

以前から、『日本書紀』の記事を年表形式で整理したいと思っていたが、作成の目途が立ったので報告する。

本来は、神武紀から報告すべきであるが、即位前紀について検討すべき事項が生じているので、所謂欠史八代（綏靖紀～開化紀）の年表を報告する。

綏靖紀から開化紀までの年表は別表2のとおりである。なお、神武紀の即位年から崩年までの年表（別表1-2）を、参考として添付する。

西暦は、神武元年（辛酉）を紀元前660年とした。

- ・『日本書紀暦日原典』\*1も同様である。
- ・『三正綜覧』\*2は孝元天皇から記載されているが、孝元天皇の西暦・干支と一致する。

## 2 注記事項

### (1) 綏靖紀

神武崩年（丙子）から綏靖天皇即位年（庚辰）まで、3年間の空白期間が存在する。

『海東諸国紀』では「神武崩四年兄弟共治國事年」として4年間共同で統治していたと記述されている。また、即位が辛巳年で1年あとにずれている。

\*1 『日本書紀暦日原典』：初版 内田正男編者、昭和53(1978)年1月、雄山閣  
新装版 平成5(1993)年10月、雄山閣

\*2 『三正綜覧』：初版 内務省地理局編纂、明治14(1881)年2月、帝都出版社、  
第4版 新訂補正、昭和48(1973)年11月、藝林舎

欠史八代では、天皇の即位年が太歳として記載されているが、綏靖紀には即位年（「是年也太歳庚辰」）、及び、その前年（「于時也太歳己卯」）にも記載されている。

考え得るに、綏靖の長兄<sup>たぎしみみ</sup>手研耳命は即位したが綏靖等に暗殺された。又は、暗殺後次兄の<sup>かむやあ</sup>神八井命が即位したが、暗殺の実行者の弟（綏靖）に天皇位を譲ったのいずれかと思われるが、確証はない。

## (2) 安寧紀

崩御年令を57歳としているが、即位前紀の皇太子になったのは21歳としているから、別表2により在位38年で67歳となる。故に10年の差が生じている。

『古事記』では49歳である。『如是院年代記』・『皇年代略記』では崩御年令を57歳とするため、立太子年令を10年繰り上げている。

## (3) 懿徳紀

懿徳元年辛卯九月「丙子朔乙丑」の丙子朔の干支番号は「13」であるから、9月での日干支番号は「13～42」である。故に、乙丑の干支番号は「02」であるから、「乙丑」日は9月には存在しない。

「乙」又は「丑」のいずれかが間違いとすると、該当する日干支番号は、

22：乙酉、32：乙未、

14：丁丑、26：己丑

のいずれかである。

書写を行う際、「乙」と「己」は見又は書き間違いにより「乙丑」と記載したと思われる。故に、「乙丑」を「己丑」に校訂する。

なお、『日本古典文学全集』（小島憲之他校注・訳者、1994〈平成6〉年4月、小学館）では、「己丑」に校訂している。

## (4) 孝昭紀

前代懿徳天皇の崩御から孝昭天皇即位まで、1年間の空白期間が存在する。強いて理由を挙げれば、前天皇の崩御の翌年に陵に葬って、その翌年を即位したためか。

## (5) 孝安紀

孝安38年に前代の孝昭を陵に葬っている。崩御から陵に葬むるまでの期間が異常に長い。

伊東義彰氏著「欠史八代は語る」\*1によれば、欠史八代は大和盆地平定の時代であると述べている。神武の宮居は畝傍山周辺であったが、二代綏靖から六代孝安（四代懿徳を除く）までは葛城地方に遷されている。また、初代神武から四代懿徳までの陵墓は畝傍山の麓に造られているが、五代孝昭から七代孝霊の陵墓は葛城地方に造られている。

伊東義彰説から、孝安天皇時に南葛城地方を完全に支配した象徴として、孝昭崩御の38年後、孝昭の陵を造り葬った、と理解することができると思う。

## (6) 開化紀

崩御を115歳としているが、孝元紀及び開化即位前紀で皇太子になったのは16歳としているから、別表2により在位60年で111歳となる。故に、4年の差が生じている。

『古事記』では63歳、『如是院年代記』は111歳。『皇年代略記』では111歳としているが、別説として「日本紀一云。百十五。」と記載されている。

## 3 考察

(1) 神八井命（『古事記』では神八井耳命）の子「<sup>たけいわたつ</sup>健磐龍命」は、阿蘇神社の主祭神（阿蘇山の開拓神・農業神）である。

また、『古事記』では

**神八井耳命者** 意富臣 小子部連 坂合部連 火君 大分君 阿蘇君  
筑紫三家連 雀部臣 雀部造 小長谷造 都直 伊  
余國造 科野國造 道奥石城國造 常道仲國造 長  
狭國造 伊勢船木直 尾張丹波臣 嶋田臣等之祖也

と記載されており、北九州地域（火君一肥国 大分君一豊後国 阿蘇君一肥後国 筑紫三家連一筑紫国）の権力者の祖とされている。

そして、北九州には『日本書紀』と異なった神武東征の伝承がある。神武は、宇佐に上陸して英彦山を越え、遠賀川を北にくんだり、岡水門に至った。また、途中鳥の鳴く声で、行く方向を定めたと神社縁起に記述されている。

これらについては、後述する。

(2) 欠史八代について考察するに、次のような論考が参考となる。

\*1 伊東義彰著「欠史八代は語る」：『古代に真実を求めて』第6集、編集・古田史学の会、2003〈平成15〉年4月

- ・古田武彦氏著『古代は輝いていた II』\*1、
- ・伊東義彰氏著「欠史八代は語る」
- ・西村秀己氏著「神武の行った道」\*2

「東海の古代」127号（平成23〈2011〉年3月）で発表された『二倍暦の一証明』について」の論考の続編です。

## 再び『二倍暦の一証明』について

名古屋市 石田敬一

### 1 はじめに

多元的古代研究会の『多元NO. 100』（2010年11月）に、千葉市の森節希氏の『二倍暦の一証明』という論考が掲載されました。森氏はこの信頼性について確率で裏付けしようと思われました。

確率や順列などという数学の単語が出てくるだけで、理解しようとする前に、その内容を敬遠しがちです。

2011年3月の例会で、私は、森氏の論考の内容について疑義を示そうとするために、森氏の論法に対応して同じように確率を使い、疑義の内容を説明しました。森氏と同じ土俵である確率を使って説明した結果、私の趣旨が充分に理解できない方もお見えになられたようです。そこで、ここでは、数字を極力使わずに、簡潔に森氏の仮説についての疑義をあらためて提示します。

### 2 森節希氏の仮説の概要

森氏の仮説は、たいへんおもしろい発想から提唱されており、その概要は次のとおりです。

- (1) 三月から八月までの年と、九月から二月までの年が交互にあった。
- (2) 具体的には、三月から八月までを「と(弟)の年」とする。  
きのと ひのと つちのと かのと みずのと  
 乙、丁、己、辛、癸

そして、九月から二月までを「え(兄)の年」とする。  
きのえ ひのえ つちのえ かのえ みずのえ  
 甲、丙、戊、庚、壬

- (3) その根拠は、『古事記』に書かれた崇神天皇から安閑天皇までの崩御干支と、鉄剣などに刻まれた金石文2点である。
- (4) 選択した根拠は、1件のみ例外があるほかは、この仮説に合致している。
- (5) ただ一つの例外が生じる確率は、限りなく小さいので、この仮説は、まず間違いなく正しい。

### 3 私の疑義

- (1) 森氏が求めようとしたのは、例外が生じる可能性です。サンプルが14個あるうちに、ただ1個のみが例外ですから、森氏が集められた事例では、例外が生じる可能性は小さいと言えるでしょう。
- (2) しかし、仮説は、すべての事柄がうまく説明できてはじめて成立します。森氏があげられた根拠のすべてが森氏の仮説に合致するかどうかは仮説の成立の鍵になります。
- (3) 一つは間違っているが、ほとんどが正しいから、仮説は成立すると主張するのは間違いだと思います。
- (4) 私は、一つでも森氏の仮説に反する事例があれば、森氏の仮説は成立しないと考えます。

以上、私が申し上げたかったのは、たいへんシンプルです。すべての事柄がうまく説明できる場合に仮説は成立するということです。この点で森氏の仮説は、その仮説に反する事例があるので成立しないと考えるものです。

### 4 仮説の優位性

- (1) 私は1年で2歳を数えた時期があったと思います。その根幹の考えは森氏と同じです。そして森氏がその考えを具体的な仮説として提示されたことは、賞賛に価すると思います。
- (2) ただ、森氏の仮説では、仲哀天皇の崩御はみずのえ壬であるので、「えの年」（九月から二月）

\*1 古田武彦著『古代は輝いていた II』: 昭和60(1985)年2月、朝日新聞社。朝日文庫本 1988(昭和63)年5月

\*2 西村秀己著「神武の行った道」: 『古代に真実を求めて』第6集、編集・古田史学の会、2003(平成15)年4月

でなければなりません、崩御は六月であつて、「との年」(三月から八月)であり仮説に反します。

(3) 森氏は、それを確率統計論で一つの例外が生じる確率はたいへん小さいから、この仮説は間違いないとされました。

しかし、一つの例外が生じる確率がたいへん小さいことと、森氏の仮説を正しいとすることは同じではありません。むしろ、全く相反することです。一つの例外があること自体が、すでにその仮説の不成立を証明します。

(4) 確率は傾向を探るにはよい手法だと思いますが、前提を間違えたり故意の条件下では間違つた答えが導き出されてしまいます。

(5) 確率論ではなく、仲哀天皇の場合は、何故森氏の仮説の例外となっているのかを解明できれば森氏の主張は優位性を持つと思います。

#### <訂正とお詫び>

「東海の古代」127号掲載の『二倍暦の一証明』についてで「え(兄)の年」と「と(弟)の年」の月を逆に記述したところがありましたので、次のように訂正しお詫びします。

○127号1頁左段

誤	正
三月から八月までが「え(兄)の年」	三月から八月までが「と(弟)の年」に
九月から二月までが「と(弟)の年」	九月から二月までが「え(兄)の年」

## 日本稲作の起源は

知多郡阿久比町 竹内 強

日本の稲作はどこではじまり、どのように波及したのか?という疑問はこの国の成り立ちに重大な問題提起をあたえる。これまでの定説では次のようになる。

### 1 原産地はどこか

農学者の安藤広太郎は、「日本に稲が自生したとは考えられない、稲の原産地はインドのみならずインドシナ、中国・広東地方である、日本

の稲作は江南地方から九州および南朝鮮に伝わり、紀元前一世紀ごろに始まった。」されている。

1980年代後半に入ると京都大学の渡部忠世氏は、稲はインド起源の熱帯植物だ、とする当時の定説を否定し、「アッサム・雲南がアジア稲(オリザ・サティヴァ)の栽培起源で、水稲でも陸稲でもない『水陸未分化稲』としてはじまった」、という仮説を立てられた。「この地域は稲の遺伝的変質がもっとも多様で、インディカ、ジャポニカに分化する以前の稲が存在する、アッサムでは野生種(オリザ・ペレニス)の群落も発見された。」との説を主張された。

雲南は日本文化のルーツとして注目され、稲作の起源論争に終止符がうたれたものと考えられた。ところが、ここ数年、「アッサム・雲南説」をくつがえす考古学や植物遺伝学上の新学説が次々と提示されている。

静岡大学の佐藤洋一郎氏は、「最終氷河期が終わり、地球が温暖化に向かいつつあった7000~8000年前、長江の中流、下流域でジャポニカ型の野生稲から栽培品種が分化した。」という説を立てている。20年前、中国・浙江省で発見された世界最古の稲作遺跡・河姆渡遺跡は放射性同位元素C14による年代測定の結果、7000年前のものと確認されている。雲南よりも古く、もちろん日本で最古される岡山・美甘村の姫笹原遺跡(縄文中期中頃、4500年前)よりはるかに古いことが分かる。この事実は、日本への稲作の伝播が中国・浙江省から朝鮮半島経由で北部九州あたりにやってきた。

### 2 植生調査の方法

稲など植物がどの時代にどのくらい生成されていたか調査する方法は時代とともに進化している。

#### ① 「生物分類地理学的方法」

一九世紀初め、スイス人の植物学者ド・キヤンドルによって提唱された。

この方法によると、栽培イネの場合、栽培イネとその原種である野生イネが広く分布している所がその原産地と判断される。ド・キヤンドルはこの方法を用いて、栽培イネの原産地をインド東部のオリッサ州周辺と推定した。



## ② 「微分分類地理学的方法」

二〇世紀に入り、ソビエトのバビロフはド・キャンドルの方法を改良し、各種作物の原産地を特定していった。この方法は、作物やその野生種の分布だけでなく、それらの遺伝的変異の多様性を判断材料にくわえ、更に民族、民族資料や考古学的資料をも考慮にくわえる、というものである。この方法は、作物やその野生種の分布だけでなく、それらの遺伝的変異の多様性を判断材料にくわえ、更に民族、民族資料や考古学的資料をもくわえる、というものである。しかし、この方法にも重大な弱点があった。この方法が成り立つためには、「古い時代の栽培種や野生種が現在でも残っている」という前提条件が満たされて、いなければならないが、そう簡単にいきるわけには、いかない事象が、次々にあきらかになってきたからだ。

## ③ 「埋蔵種子分析法」

この方法はもっとも古い歴史を持ち、もっとも一般的な方法であった。良好な保存条件にめぐまれた種子遺物は、専門家の鑑定を待つまでもなく、だれにもそれとわかるほど、みごとに原形を保っているものである。埋蔵種子の保存には、気密な乾燥状態あるいは低温で水漬けされた状態が好ましいようである。しかし、種子が常に保存にとって良好な条件に置かれているわけではなく、長時間、そのかたちが残されている場合の方がむしろまれである。

1960年代、渡部忠世氏らは、東南アジアの国々の、仏教寺院などで使用されている焼きレンガや日干しレンガの中に含まれている籾殻を調査し、画期的な成果をあげた。より古い時代につくられたレンガの中に含まれる籾殻は短粒型が多いことをつきとめ、短粒型が長粒型に先行したことを、あきらかにしたのである。

渡部氏らの研究は時間軸を伴ったデータの重要性を指摘するものである。

## ④ 「花粉分析法」

その歴史は新しいが、花粉を生産する高等植物を対象にすることができる上、種子よりも残存しやすい利点がある。とりわけ、この

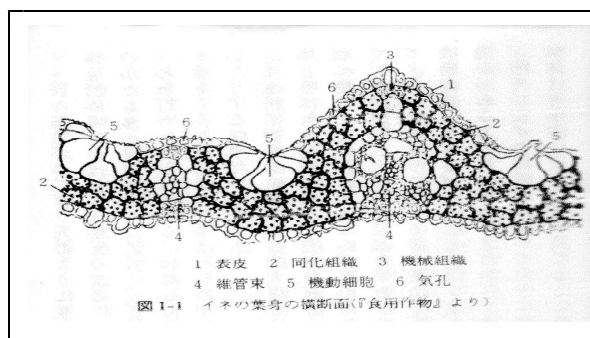
手法により、古代の植生を復元して、古気候の変遷が解明されたことは特筆に値する。

しかし、優れたこの手法にも弱点がある。主食になる穀類はイネ科植物の種子で、イネ科植物の花粉は互いによく似ていて、その属・種を判別するのが困難だからである。さらに「花粉分析法」はその適用範囲の広さに利点があるのだが、一方風媒花のように飛散するものもあれば、虫媒花のようにみずから動くことの少ないものもある。風によって数十キロも移動することもめずらしくない。

## ⑤ 「プラント・オパール分析法」

イネ科植物は、珪酸植物といわれるほど、珪酸を多く吸収する事が知られている。吸収された珪酸は特殊な細胞壁に集中的に沈積する。図の中の「5・機動細胞」の中に集まり、そのまわりをガラス質細胞が覆う。これは地中に埋まり長い年月が過ぎても残る。これを見つけてその量や出土した層の年代を識別することにより稲作の時代と広がりを知ることができる。

イネの葉身の断面図



(『食用作物』戸荻義次・菅六郎著、1957年、養賢堂)  
(注)

プラント・オパール分析法とは、過去に堆積した土壌中に含まれる微化石を検出し、堆積時の植生、栽培植物種を復原・判別する。古代植生分析法である。

## 3 日本のどこで稲作は始められたか

こうした技術によって日本での稲作の発展状況が新たな展開を迎えた。

昭和10年代～20年代にかけて発掘されて静岡県登呂遺跡(弥生後期)水田遺跡として

唯一のものであったが、次々と新たな水田遺跡が発見された。中でも福岡県板付遺跡、佐賀県唐津市菜畑遺跡は縄文晩期の遺跡であった。この時点で日本への稲作の伝播は中国江南地方から直接あるいは朝鮮半島を經由して北部九州に縄文晩期にやってきた。その後北上して日本全土に広がっていったと考えられた。

ところが、1981年に行われた青森県南津軽郡田舎館村の「垂柳遺跡」から弥生中期の水田跡が発見された。さらに1987年弘前市の「砂沢遺跡」から弥生前期の水田跡が発見された。

また、1999年岡山市の縄文時代の朝寝鼻貝塚を調査していた岡山理科大学の考古学チームは「縄文前期の土壌からイネの細胞に含まれるプラント・オパールが見つかった」と発表した。約6000年前に「米作り」が行われていたとする発見で、稲作の歴史が縄文前期まで、さかのぼることになった。

#### 4 早生品種はどこから来たか

更に、青森県での水田跡の発見はひとつの大きな疑問を投げかけた。それは、青森という北の地域でそれまで九州や岡山、静岡で育てられた晩成品種のイネでは育たないという問題だ。

現在でも東北地方では早生品種のイネの栽培がなされている。晩成品種から早生品種への改良はかなりの時間が掛かり、到底日本列島を北上している間に改良が加えられたとは考えられないからだ。

#### 5 まとめ

以上、簡単に稲作の日本への伝播と発展について記述したが、考古学的な発見はイネの歴史を解明することをこれまでの歴史的理解の範囲を大きくこえて来ている。またそれだけ、面白いのかもしれない。

#### 参考資料

- ・藤原宏志著『稲作の起源を探る』、岩波新書、1998（平成10）年4月、岩波書店
- ・佐々木広堂著「青森県縄文弥生時代の稲作遺跡について」『古代に真実を求めて—古田史学論集—』第8集、2005（平成17）年3月、明石

書店

- ・草野善彦著『消された日本古代史を復原する』、2009（平成21）年7月、本の泉社

## 3月例会報告

### ○ 尾張・天孫降臨の真実

#### —天火明命は東海に来ていた—

東大阪市 横田幸男

あめのほあかりのみこと

『日本書紀』の記載に天火明命が尾張連の祖として描かれ、系図などに伝えられていることは有名です。しかし伝説の人物であり実在したとは考えられていません。

その天火明命は『古事記』では迹迹藝命の兄となっています。ですが『日本書紀』では、火明命は本文には彦火火出見尊の弟として存在しています。その他の一書では、すべて彦火火出見尊の兄として描かれています。これは本来は天国を継ぐべきものが、なんらかの理由で天国を出た、あるいは追い出されたことを示していると考えても良いのではないのでしょうか。しかもニギに先立つ彦火火出見尊の時代です。

この証拠として考えられるのが、尾張・愛知<sup>ますみだ</sup>県一宮市の中心、尾張国一宮の真清田神社です。祭神为天火明命とされ、この地を開拓し、「尾治」と名付けとされる子の天香山命であり、神武天皇三十三年（紀元前六二八年）に来たと神社は主張しています。（異説は存在し史料批判は必要です。しかし初代の伝説はそれなりに事実であると考えています。）

この神社の主張は、以前は言うのは勝手だと長い間受け取られてきました。それは20年前までは、突帯紋土器は紀元前後まで関ヶ原を東に超えないということでした。しかしC14放射性炭素年代法の測定により、この考えは乗り越えられました。

注目すべきは、この真清田神社から約10キロ離れた平地（現在、日光川下水道浄化センター）で発見され、巨大な掘立柱建築物（5.1m×17.6m、同時期では東日本最大規模）を伴った弥生中期の一色青海遺跡です。注目すべき

は弥生中期と言いながら、C 1 4 放射性炭素年代法の柱穴の礎板の最古値が「B P 2 4 0 2 ± 2 7」を示していることです。このため弥生中期中葉(紀元前一世紀)の建物だと主張する考古学界は、柱を転用したと合理化しています。しかしその下の木片を含めた土壌値(河の流路なので入れ替わっている)は、約3600年前から約2700年前と弥生前期を含む安定した数値を示しています。ですから真清田神社に伝わる神武天皇三十三年(紀元前六二八年)という天火明命の伝承の時代とゆるやかな一致を示していると考えています。

なお稲沢市国府宮にある尾張大国霊神社との関係、また愛知県津島市にある津島神社(全国に約3千社ある津島神社・天王社の総本社)が対馬から来たという伝承や、同じような建物が見つかった三重県四日市市菟上遺跡や近隣の庄内川中流域にある愛知県春日井市勝川遺跡との類似性など検討すべき課題もあります。

以上の内容を発表しました。

## ○ 外国史料に掲載されている神代・天皇代

### 瀬戸市 林 伸禧

『東海の古代』123・124号(平成23年11・12月)の「外国史料に掲載されている古代逸年号(1・2)」では、朝鮮・中国等の文献に記載されている古代逸年号を紹介した。その文献には、古代日本の神代・天皇代の系譜についても記載されていたが、日本史料(『日本書紀』、『古事記』)の神代・天皇代と内容が異なる事項があったので、その概要を報告した。

#### 1 中国史料(『宋史』)

##### ① 神代

- ・神代の系譜は23代で、『日本書紀』(天神七代・地神五代)・『古事記』(別天神5柱、神世七代及び天照大神大神始め五代)と異なる。
- ・素戔鳴尊が天照大神の前代の神として扱われている。
- ・18代から23代は、『日本書紀』・『古事記』と同一である。
- ・神代の居住地は筑紫日向宮(筑紫城)とされている。

##### ② 天皇代

- ・神武天皇即位年は「甲寅」年(『日本書紀』は

辛酉年)としている。

- ・仲哀天皇・神功皇后は地元では「大神」云われている。
- ・神功皇后は神功天皇としている。
- ・『新唐書』では用明天皇は目多利思比孤とされている。

#### 2 朝鮮史料(『海東諸国紀』)

『日本書紀』とほぼ同内容だが、次の事項が異なる。

##### ① 天皇代

- ・神功皇后は神功天皇としている。
- ・清寧天皇の次に「飯豊天皇」が即位したとしている。

#### 3 考察

『宋史』は、雍熙元年(984年)日本僧裔然が持参した「王代記」により神代・天皇代を記述しているので、天皇代は概ね『日本書紀』と同内容だが、神代が大きく異なるのが不審である。これは、当時の天皇家が認めた神及び天皇の系譜と思われる。

現『日本書紀』と整合をとると、『宋史』は、現『日本書紀』の改訂前の概要書と思われる。

## ○ 再び“<sup>ひとつき</sup>一月・十五日曆説”について

### 名古屋市 石田敬一

次のとおり私の考えを披露した。

- 1 貝田禎造氏が、『古代天皇長寿の謎』(昭和60年12月、六興出版)で提唱した“<sup>ひとつき</sup>一月・十五日曆説”は、「二倍年曆」を具体的に示した仮説の一つとして評価できる。
- 2 しかし『日本書紀』には、天皇の崩御年月日が15日以降のものが複数存在するので、『日本書紀』では、“<sup>ひとつき</sup>一月・十五日曆説”は不成立である。
- 3 『古事記』に基づけば、崇神から雄略天皇までの間のみ“<sup>ひとつき</sup>一月・十五日曆説”の成立が可能である。
- 4 しかし、『古事記』の編者は、崇神から雄略までの没年齢が当時の寿命の2倍以上であることを承知しており、とりわけ、垂仁、景行、安康については伝承が詳細にわたるが、崩御年月日については未記載であり記述内容に疑問がある。

- 5 石神遺跡（奈良県明日香村）から出土した「十月廿日竺志前贅駅口口留」と記された木簡などから7世紀半ばにおいては“一月・十五<sup>ひとつき</sup>日曆説”は否定される。
- 6 いわゆる九州年号は普通暦であり、すくなくともそれ以前が二倍年暦の時代であるが、もっと古い可能性がある。「二倍年暦」の考え方は、春耕と秋収を節目にそれぞれ1歳ずつ加えたと私は考える。

## ○ 『二倍暦の一証明』について

名古屋市 石田敬一

次のとおり私の考えを披露した。

- 1 多元的古代研究会の『多元NO. 100』において千葉市の森節希氏が寄せられた論考「二倍暦の一証明」は、二倍年暦を具体的に示した仮説として評価できる。
- 2 森氏は、信頼できるとしたサンプル14件のうち1件は森氏の仮説に合致していないが確率統計論で言えばこの仮説が間違ふ確率は、小さいので、まず間違いないとされる。
- 3 しかし、森氏のサンプルは、故意に選択され、また偏っているとともに、確率を計算する上での設定が根本的に誤っており、森氏の仮説は成立しないと考える。

## ○ 「其俗國大人皆四五婦下戸或二三婦」の読み下し

名古屋市 石田敬一

- 1 「其俗國大人皆四五婦下戸或二三婦」の通説の読み下しは「その俗、國の大人は皆、四五の婦あり、下戸もあるいは二三の婦あり」である。
- 2 しかし『魏志倭人伝』のすべての「或」が使われた事例を調べ、通説の読み下しは誤りであることを示した。
- 3 その上で、この読み下しは、主語は大人のみで、「その俗、國の大人は皆、四五の婦人と下戸を有すか、あるいは二三の婦人を有す」が適切であると主張した。
- 4 ところが「婦」と「下戸」の間に「與」がないので「四五の婦人と下戸」とは読み下さないのではないかとこの疑義がだされた。

- 5 しかしこの疑義は明らかな勘違いであることを『魏志倭人伝』の「與」を使った文を英文に置き換えて説明した。

## 4月例会に参加を

日時：4月3日（日）午後1時30分～5時

場所：名古屋市市政資料館（第1集会室）

Tel:052-953-0051

名古屋市東区白壁1丁目3番地

参加料：500円（会員無料）

交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」駅下車、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」駅下車、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」下車、北徒歩5分
- ・〃 「清水口」下車、南西徒歩8分
- ・〃 「市役所」下車、東へ徒歩8分

駐車場

- ・名古屋市市政資料館：12台収容（無料）
- ・ウィルあいち（愛知県女性総合センター）地下駐車場：南隣、有料（30分170円）
- ・鈴木不動産コインパーク：南東角交差点の東、有料（40分200円）

今後の予定

5月例会：5月15日（日）名古屋市市政資料館  
6月例会：6月12日（日）名古屋市市政資料館  
例会は、5・6月とも**第3日曜日**です。

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。

例会での研究報告、見解発表は大歓迎です。資料を配布される場合は、「**20部**」ご用意願います。

## 例会出席者へお願い

例会に出席される方は、「東海の古代」本号を持参されるようお願いいたします。